



スカパーJSAT

衛約款-P3-10-001

SafetyBirdサービス 料金表

第5版
(平成22年4月)

スカパーJSAT株式会社

SafetyBird サービス料金表 目次

通則	1
第1条 約款及び料金表の適用	1
第2条 料金表の変更	1
第3条 消費税等相当額の加算	1
第4条 料金の臨時減免	1
第5条 登録料の支払義務	1
第6条 サービス利用料の支払義務	1
第7条 暗号解除キー追加利用料の支払義務	1
第8条 ネットワーク端末設備接続料の支払義務	1
第9条 暗号解除キー再貸与料の支払義務	2
第10条 料金の支払期日	2
第11条 端数処理	2
第1表 登録料	3
第2表 サービス利用料	3
第3表 暗号解除キー追加登録料	3
第4表 ネットワーク端末設備接続料	3
第5表 暗号解除キー再貸与料	4
附則	5

通 則

(約款及び料金表の適用)

第1条 SafetyBird サービスに関する料金等は、SafetyBird サービス契約約款(以下「約款」という。)及びこのSafetyBird サービス料金表(以下「料金表」という。)に定めるところにより適用します。

(料金表の変更)

第2条 当社は、SafetyBird サービスに関する料金表に定める料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金表に定める料金により提供します。

(消費税等相当額の加算)

第3条 この料金表に基づき支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額に消費税等相当額を加算した額とします。

(料金の臨時減免)

第4条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、料金表及び約款の規定にかかわらず、臨時に料金を減免することがあります。

(登録料の支払義務)

第5条 契約者は、利用契約に基づくSafetyBird サービスの利用に関する登録料の支払いについて、約款に定めるとおり、料金表第1表(登録料)に規定する登録料を支払っていただきます。

(サービス利用料の支払義務)

第6条 契約者は、利用契約に基づくSafetyBird サービスの利用に関するサービス利用料の支払いについて、約款に定めるとおり、料金表第2表(サービス利用料)に規定するサービス利用料を支払っていただきます。

(暗号解除キー追加利用料の支払義務)

第7条 契約者は、利用契約に基づくSafetyBird サービスの利用に関する暗号解除キー追加利用料の支払いについて、約款に定めるとおり、料金表第3表(暗号解除キー追加利用料)に規定する暗号解除キー追加利用料を支払っていただきます。

(ネットワーク端末設備接続料の支払義務)

第8条 契約者は、利用契約に基づくSafetyBird サービスの利用に関するネットワーク端末設備接続料の支払いについて、約款に定めるとおり、料金表第4表(ネットワーク端末設備接続料)に規定するネットワーク端末設備接続料を支払っていただきます。

（暗号解除キー再貸与料の支払義務）

第9条 利用契約に基づく SafetyBird サービスの利用に関する暗号解除キー再貸与料の支払いについて、約款の規定により暗号解除キー再貸与料の支払が必要とされる場合は、約款に定めるとおり、料金表第5表（暗号解除キー再貸与料）に規定する暗号解除キー再貸与料を支払っていただきます。

（料金の支払期日）

第10条 契約者は、料金等その他の債務について、それぞれ次の期日までに、当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただきます。

区 分	支 払 期 日
1 登録料	利用契約の締結後、SafetyBird サービスの利用を開始する前に当社が行う登録作業が完了した日の属する月の翌月末。
2 サービス利用料 及び暗号解除キー追加利用料	SafetyBird サービスの利用開始日の属する月の翌月から、当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する月から、当月分として当月末。
3 ネットワーク端末設備接続料	SafetyBird サービスの利用開始日の属する月の翌月から、当月分として当月末。 但し、利用開始日が月の初日の場合は、利用開始日の属する月から、当月分として当月末。
4 暗号解除キー再貸与料	暗号解除キーを契約者に再貸与した日の属する月の翌月末。

- 2 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 契約者が国もしくは地方公共団体等である場合又は利用契約者が約款の規定に基づき当社が提供する利用回線を専ら国もしくは地方公共団体等に再販する電気通信事業者である場合、その利用契約者との協議により当社が承諾した場合に限り、1項に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に当社が指定する期日までに当社指定の銀行口座に振込入金により支払っていただくことがあります。
- 4 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、前3項の規定にかかわらず、当社は、第1項に掲げる料金及びその他の債務について、契約者に、当社が別に定める期日までに当社指定の方法により支払っていただくことがあります。
- 5 料金その他の債務の支払いの際に発生する金融機関への手数料等は、契約者に負担していただきます。
- 6 当社は、当社が必要と認めた場合は、第1号に掲げる料金等の債務について、同号に定める支払期日とは別に支払期日を指定することができるものとします。その場合、当社は事前にその旨を利用契約者に書面で通知することとします。

（端数処理）

第11条 料金その他の債務の計算（消費税等相当額の計算も含まれます。）の結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

料金表

第1表 登録料

(単位：円)

登録料	適用
25,000	利用契約毎に適用します。

第2表 サービス利用料

月額(単位：円)

品目	利用契約数	利用契約毎サービス利用料	暗号解除キー基本数	適用
緊急地震速報配信サービス	1～4	30,000	3個	一般利用向け緊急地震速報の配信をご利用の場合、オプション利用料として、利用契約数毎に20,000円を加算いたします。
	5～9	29,500		
	10～14	29,000		
	15～19	28,500		
	20～24	28,000		
	25～29	27,500		
	30以上	27,000		

第3表 暗号解除キー追加利用料

月額(単位：円)

品目	暗号解除キー追加利用料	適用
緊急地震速報配信サービス	3,000	ご利用になる暗号解除キーの4個目以上について、1個ごとに適用します。

第4表 ネットワーク端末設備接続料

月額(単位：円)

品目	ネットワーク端末設備の台数	ネットワーク端末設備接続料
緊急地震速報配信サービス	ネットワーク端末設備が1台以上100台までの場合	30,000
	ネットワーク端末設備が101台を超える場合	60,000

第5表 暗号解除キー再貸与料

(単位：円)

暗号解除キー再貸与料	適用
15,000	再貸与となる暗号解除キーについて1個ごとに適用します。

附則

この料金表は、平成 18 年 10 月 1 日より実施します。

附則

この料金表は、平成 19 年 10 月 1 日より実施します。

附則

この料金表は、平成 20 年 2 月 1 日より実施します。

附則

この料金表は、平成 21 年 4 月 1 日より実施します。

附則

この料金表は、平成 22 年 4 月 1 日より実施します。

資料名 SafetyBirdサービス料金表

資料番号 衛約款-P3-10-001

平成 18年 10月 1日	第1版
平成 19年 10月 1日	第2版
平成 20年 2月 1日	第3版
平成 21年 4月 1日	第4版
平成 22年 4月 1日	第5版

スカパー J S A T 株式会社

東京都港区赤坂1-14-14

TEL :03-5571-7770
